

ダイバーシティ推進のためのワークショップ等企画・運営業務委託 仕様書

1 業務の目的

ダイバーシティは、日本語に訳すと「多様性」です。性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など、誰もが一人ひとり違った個性や能力を持っています。いろいろな出会いは世界を広げ、さまざまな視点が新しいことを生み出します。多様性はプラスであり、職場や地域の中などで多様な人びとが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会が求められています。

県では、平成 29 年 12 月に県民の皆さんとともにダイバーシティ社会の実現をめざし取り組んでいく決意表明として「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、^{きらり}多様な社会へ」を策定し、その考え方を県民の皆さんに理解していただくための取組を進めています。

本業務は、県の推進方針をふまえ、ダイバーシティに関する講演やグループワークの開催など、ダイバーシティの推進を図るワークショップ等の取組を実施するものです。

なお、本事業は、地方創生の充実・強化に向け、地方公共団体の自主的・主導的で先導的な事業の支援などをする内閣府の「地方創生推進交付金」を活用し、実施するものです。

2 業務名

ダイバーシティ推進のためのワークショップ等企画・運営業務

3 委託期間

契約日から令和 4 年 3 月 25 日（金）

4 委託業務の内容

(1) ワークショップの内容

①概要

多様性をプラスと捉え、職場や地域の中などで多様な人びとが自分らしく参画・活躍できる社会をめざし、ダイバーシティをテーマにした講演やグループ体験を通じて、ダイバーシティに関して自分ごととして考えたり、相手の立場になって考え、行動につなげていくためのワークショップを開催して、ダイバーシティの推進を図ります。また、参加者からの SNS 等を通じた拡散など積極的な発信のための取組を行います。

開催回数は、年間 4 回（各回で異なる内容とします）とし、全体で 50 人以上の集客に努めることとします。

②基本的な構成イメージ

専門的なファシリテーション技術を持った進行者により、参加者も意見を発表するなど、参加型のワークショップとします。また、SNS 等での発信

のコツなど、参加者からの積極的な発信を促します。

③想定テーマ等

業務の目的や概要に沿ったものとし、次のとおり想定例を示しましたが、この限りではありませんので、提案をお願いします。

(想定例)

- ・多様な人材が共生するコミュニティの事例から、ダイバーシティの視点での課題解決のヒントを見つけ、行動につなげる
- ・ダイバーシティを活かした組織をつくる方法を学ぶだけでなく、自分の職場等ではどのような行動ができるかを考える
- ・絵本や遊び、スポーツ等を通じて多様性の大切さを感じられる事例を学び、日々の行動に生かしていく

④その他

今後、ダイバーシティの考え方を理解し、行動につなげていく人材を増やしていくための内容の工夫をお願いします。

(2) 事前準備・当日の運営・事後まとめ等

(ア) 事前準備

ワークショップの内容や構成、テーマの検討やトーカーの選定、トーカーとの調整（謝金等の支出を含む）、シナリオ作成、資料の作成、参加者の募集等を行います。

なお、開催にあたっては、募集チラシ等の作成、SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客に努めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこととします。

また、参加者は可能な限り多様性のある参加者となるよう努めるものとします。

(イ) 当日の運営

ワークショップの進行、ファシリテーション、議論の取りまとめ、参加者へのアンケート等による意見聴取等を行います。

(ウ) 開催概要の作成

参加者以外の方へ理解促進を図る資料として、県のホームページに掲載するため、A4サイズ2頁程度の開催概要をワードファイル等で作成します。開催概要は、啓発用資料として使えるような文案、デザインとします。

(エ) 上記の実施に必要なその他費用はすべて委託金額に含むものとします。

なお、新型コロナウィルスの感染状況を見据えた提案とし、ワークショップの実施はオンラインでの開催とします。具体的な内容についても、より効果的な内容となるよう、県と受託者が協議のうえ決定します。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。また打合せ場所は基本的に三重県環境生活部内とします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和4年3月25日(金)のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (オ) 上記資料に関する電子データ 1式 (CD-R等)

8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱に関する特記事項」を遵守してください。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。

- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工
程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者
と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の
締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重
県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。